

一般事業主行動計画

平成23年10月1日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年10月1日 ～ 平成27年3月31日
2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成24年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成25年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 平成26年4月～ 育児休業及び子育てについて社員の意見を集約し、検討する。